

## わが国経営統計資料における減価償却率

小 森 瞭 一

はしがき

- 一 わが国の主要経営統計資料
- 二 経営統計資料における減価償却
- 三 減価償却率の吟味  
おわりに

は じ め に

今日は、統計数値の氾濫している時である。おそらく、わが国ほど統計資料が豊富に刊行されている国は、それほど多くないであろう。同じ経済事象や、同じ対象に対して、別個の団体が統計資料を公表し、異った結論に達する場合、問題は、その結論よりも、それが出て来た過程、すなわち、基礎データの数値の解釈のみならず、その数値そのものの形成過程が問題となるのは、いうまでもないことである。しかし、実際には、文献において、その結論が強

張されてはいるが、異色ある結論を生ぜしめたデータに関しては、比較的簡単に取り扱われている場合が多い。ことに、読者自身、それが比較的、皆に知られている統計であるなら、その統計数値そのものの性格、範囲、対象、集計期間、等々を吟味することなく、受け容れられているようである。戦後、経済の復興と共に、官庁諸機関はいうに及ばず、銀行、地方公共団体から、各個別の調査機関に至るまで、その調査資料は無数といえるくらい多くある。一國全体のマクロ的視野に立って、出される経済統計とは異なり、各経済セクターに分割され、又その中で業種別規模別に母集団を選択し得る経営統計においては、必然的に種類も多く、目的別に一統計が作成され得る。一般に、官庁統計や銀行統計は、公共的利害調整機関として、他の事業団体独自の統計資料よりもはるかに一般的信頼度は高いが、それでも、各統計には、それぞれの特徴があつて、同一年度、同一調査範囲であっても、必ずしもその数値が一致しているとはいえない。

とくに、比率の場合、その分母、分子の内容が多少異つてゐるのに、同じ比率名称を使用している場合がある。例えば減価償却率もその一つである。このように、名称は同じであつても、比率公式が異つている場合、それらによる結論は、当然、異なるのであり、あるいは、誤解を生じ、無益な論争を展開する可能性もある。

小稿は、このような経営統計資料の氾濫している現状に対して、整理するために、まずわが国の主要経営統計を比較的に分類する。次に、それぞれの統計において、減価償却に関する統計資料を列挙すると共に、その量的差異を見る。さらに、減価償却比率を中心に各統計の質的差異を、理論的に分析することにする。

## 一 わが国の主要経営統計資料

戦後、経済民主化の一環として、「証券取引法」(昭和二十三年法律第二十五号)及び「有価証券の募集又は売出の届出等に関する省令」(昭和二十八年大蔵省令第七十四号)が制定され、企業經理の公開が大きく推進された。これらの立法の主たる目的は、有価証券の発行及び売買その他の取引を公正ならしめ、有価証券の流通を円滑ならしめることにより投資家の保護や国民経済の適切な運営を図ることであった。<sup>(1)</sup>かかる目的で、企業經理の公開を統一に行なうため、この証券取引法により提出される貸借対照表、損益計算書、その他財務計算に関する書類は、大蔵大臣が、一般に公正妥当であると認められるところに従って、大蔵省令で定める、用語様式及び作成方法により、作成しなければならなくなった。<sup>(2)</sup>又、証券取引所に上場されている株式の発行会社等が、同法により財務諸表を提出する場合、特別の利害関係のない公認会計士の監査証明を必要とするとし、いわゆる公認会計士制度の法的根拠を与え、戦後、わが国企業会計の明瞭性と公開性を著しく促進させた。<sup>(3)</sup>この証券取引法による經理の公開には、次のケースがある。<sup>(4)</sup>

一 有価証券の募集又は、売出面額が五千万円以上の場合、財務局経由で、大蔵大臣に、有価証券届出書を提出し、その届出の効力が生じた会社は、毎年事業年度終了後、三ヶ月以内に、有価証券報告書を大蔵大臣に提出しなければならない。

二 財務局ないし大蔵省に備えつけられている届出書、報告書は公衆の従覧に供せられるが、このうち、払込資本金十億円以上の会社、東京証券取引所一・二部ないし、このうち各証券取引所上場会社の分については大蔵省に直接提出されるので、財務局には備えつけられていない。

三 有価証券の発行者は有価証券届出書及び報告書の写しを当該会社の本店及び主要支店に備え、さらに上場している場合は、その写しが当該証券取引所にも備えつけられ、いずれも投資家のため公開しなければならない。

以上の規定により、わが国の主要企業のほとんどが、この証券取引法に規制され、一般に公正妥当と認められる大蔵省令により、それらの財務諸表の用語、様式及び作成方法が統一されたことは、戦後の企業經理の公開性のみならず、経営統計資料の信頼性を著しく増加させたことは、否めないであろう。

この大蔵省令は、具体的にはいわゆる「財務諸表規則」として世に知られている。以上の一連の立法は、経営財務資料の内容、形式作成方法に関し共通な基盤に立って、比較分析することが可能となったという点では、極めて有意義であったといえる。

また昭和三十六年三月決算期より、東京証券取引所第一部上場会社の有価証券報告書は、その全内容を「有価証券報告書総覧」として、広く出版されたため、経営統計は、大企業に限る限り、第一次資料によることが可能となった。前述の経営統計資料は、主として、有価証券報告書に基いて作成されたのであるからいわば、第二次資料といわねばならない。一般に、文献や計算において用いられるわが国の経営統計資料は、この第二次資料を中心とするものであって、個々の企業そのものを示す有価証券報告書にまで遡ることは少い。これは、内容そのものがあまり個別の、特殊性を抽象した一般的趨勢動向が問題とされる場合が多いという理由のみならず、有価証券報告書そのものを十分とすには、相当の会計学の専門的知識を要するからであろう。

わが国の経営統計資料を分類する方法に、官庁統計資料と民間統計資料、大規模経営統計資料と中小規模経営統計資料、定期資料と臨時資料、等々の区分法がある。一般に政府官公庁等の公共機関や、民間研究所の公刊する統計資料が、信頼しうる物として、文献や論争において使用されている。そのように一般に公けにされ、信頼されているもののうち、よく使用されている資料の一部を列挙すると、次のようなものがある。

わが国経営統計資料における減価償却率

(四八六) 一一二

(一) 大企業経営統計資料

- (1) 三菱経済研究所
- (2) 日本銀行統計局
- (3) 大蔵省証券局
- (4) 通産省企業局
- (5) 日本興業銀行
- (イ) 企業経営の分析
- (ロ) 主要企業経営分析
- (ハ) 規模別企業経営分析
- (ニ) 法人企業統計年報
- (ホ) 我国企業の経営分析
- (ヘ) 世界企業の経営分析
- (ト) 本邦主要会社業績調査

(二) 中小企業経営統計資料

- (1) 中小企業庁
- (2) 日本銀行統計局
- (イ) 中小企業の経営指標
- (ロ) 中小企業の原価指標
- (ハ) 中小企業経営分析

以下、主として、大企業の経営統計資料のうち(イ)と(ホ)を中心に、その特徴をみてみよう。

(イ) 企業経営の分析 (三菱経済研究所) わが国の民間研究所のうち、最も古い歴史を誇る研究所の一つである三菱経済研究所はすでに昭和三年以降「本邦事業成績分析」の名により、各個企業の財務報告をまとめ、その結果を上期、下期の年二回、定期的に刊行して来ている。その間、第二次大戦という特殊事情のため、一時中絶の止むなきに至ったが戦後、昭和二十五年上期より、再開した。戦後経済の復興に伴い、経済成長による企業規模の拡大、証券大衆化による第二市場新設に伴う企業数の増加の結果、昭和三十九年下期より、解説編と統計編との二分冊となり、名称も「企業経営の分析」会社別の実態と業界の展望」と改題されて今日に至っている。解説編の方は、毎期間毎にテ

イマを変えて、主として時事解説と主要動向の変化や各国の企業成績、経営分析を行なっている。他方、統計編の方は毎期大体その内容は一定しており、昭和四十二年度版によると、会社別統計表、主要業種別資金の使途および源泉調、業種別経営分析比率項目の三期間比較表、付加価値額の配分構成および生産性その他、業種別財務諸表の三期間比較表となっている。この付加価値に関する指標は昭和三十八年度下期より加えられたものであり、また、従来の「業種別増資状況調」は「業種別三期比較表」に含めている。

(四) 主要企業経営分析(日銀統計局) この資料は、昭和二十六年上期から始められ、年二回実施している。始まったのは、戦後とはいえ、最近数年間の内容の充実は著しい。例えば、昭和三十五年上期は、分析比率の数は全部で四十であったが、昭和四十一年下期の資料によると、五十三に増加している。又、その比率群は、「資産、資本に関する各種比率ならびに回転率」、「損益に関する各比率ならびに付加価値に関する指標」とに分類されている。さらに、資金の使途および源泉表が加えられている。

(イ) 規模別企業経営分析 この資料は、わが国の製造業の経営実態を主として規模別に把握するため、従業員五十人以上の全法人製造業について、従業員規模別に調査したものである。この調査は比較的新しく、同じ日銀の「主要企業経営分析」よりも、約十年遅れて、昭和三十六年度より開始されている。

(ニ) 法人企業統計年報(大蔵省証券局) 大蔵省では、営利法人の実態を把握するため、昭和二十三年以来、毎年サンプリング調査の方法で、活動法人の資産負債及び自己資本ならびに、損益状況に関する調査を行なっている。

通常は、上期、下期と区分し、大蔵省編集の「財政金融統計月報」に掲載しているが、上、下期をまとめて、年報として刊行したものである。なお、昭和四十年度分には、主なる業種の資産、資本の構成や、各業種別の財務諸表比

第1表 調査概況についての比較表

資料名	三菱経研	日 銀	大蔵省	通産省
項目	① 企業経営の分析	② 主要企業経営分析	③ 規模別企業経営分析	④ わが国企業の経営分析
調査回数	2回 上期(4~9月) 下期(10~3月)	2回 上期(4~9月) 下期(10~3月)	年1回 各年度中に終了する決算	年2回 上期(4~9月) 下期(10~3月)
調査対象	東証上場会社及非上場主要会社 但1年決算は除外	(原則)第1部上場会社 資本金10億円以上 (追加)資本金10億円未満又は第2部上場又は非上場会社のうち有力なもの	通産省「工業統計表」による従業員50人以上の製造業 層別無作為抽出によるサンプル調査	業種間のバランスの考慮の上、主要企業460社の一覧表による 但1年決算を除く
業種分類	「日本標準産業分類」により調分化	同 左	「日本標準産業分類」の製造業の中分類	「生産動態統計」等通産省の基準による
科目分類調査項目	財務諸表準則 " " 規則	有価証券報告書の様式を基準とする	各社の貸借対照表損益計算書の主要計数	「財務諸表規則」 「同取扱要領」
比率数	87	53	36	22
統計表内訳	1. 会社別統計表 2. 主要業種別資金の使途及び源泉調 3. 業種別経営分析比率項目の3期比較表 4. 付加価値額の配分構成及び生産性その他 5. 業種別財務諸表の3期比較表	1. 資産資本構成 2. 収支構成ならびに剰余金処分構成 3. 資産資本に関する各種比率ならびに回転率 4. 損益に関する各種比率ならびに付加価値に関する指標 5. 資金の使途および源泉表 6. 付加価値額構成表 7. 業種別総合財務諸表	1. 構成比率 2. 経営指標 3. 資金の使途及び源泉 4. 付加価値額構成表 5. 資産資本別構成表 6. 業種別規模別総合財務諸表	1. 業種別累年比較 2. 昭和40年度規模別統計 3. 業種別規模別法人分布
				1. 業種別売上高・純利益及び営業利益の対前期増減率 2. 業種別主要支出項目の対前期増減率 3. 業種別付加価値額構成 4. 資産及び資本構成比 5. 資金運用表

わが国経営統計資料における減価償却率

(四八八) 一一四

【資料】 ①②③は昭和41年度下期版、④⑤は昭和40年度版による

率について、過去十年間を収録している。

(附) わが国企業の経営分析(通産省企業局) この資料は、わが国の経済の動向、企業経営の一般動向および個別業種の動向を判断するために必要な主要企業を対象に行なっているもので、昭和二十八年から始まっている。その間対象業種の拡大や分析資料の増加など、著しく改善され、昭和三十九年度上期より、外観も一回り大きい版で刊行されている。すなわち、対象企業数は、昭和三十七年は従来の百三十社から、約二百五十社に、同三十九年には、四百社に増加した。又、基礎資料も従来の営業報告書から、新たに有価証券報告書に切りかえ、勘定科目および諸比率等の項目数を昭和三十七年に増やしている。次に各資料の調査上の諸特徴を一覧表にすると第一表の通りとなる。

- (1) 証券取引法第一条(昭和二十三年四月十三日法律第二五号)。
- (2) 同法第一九三条。
- (3) 同法第一九三条の二。
- (4) 大津年正著「企業分析」一一―一二頁。
- (5) 正しくは「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和二五年九月二八日証券取引委員会規則第一八三号)がそれである。
- (6) 例えば昭和四二年度上期版ではその内容は次の通りである。
  - (I) 景気回復過程の企業経営
  - (II) 大中赤字会社および紛飾決算の実態
  - (III) 一九六六年度アメリカの企業々績
  - (IV) 西ドイツ株式会社の経営分析

## 二 経営統計資料における減価償却

わが国経営統計資料における減価償却率

近年の耐用年数の短縮に際して、減価償却費の推計額について、二つの異った経営統計資料に基づいて試論が行なわれた例がある。<sup>(1)</sup>それは、耐用年数短縮による減収税額をめぐって、大蔵省と経団連の機械連合会との間で意見が対立したことである。耐用年数短縮による減収税額の計算は、次のような公式により計算される。

$$\text{その年の減収税額} = \left( \frac{\text{一改正耐用年数償却率}}{\text{現行耐用年数償却率}} \right) \times \text{法人税額} = \text{減収税額}$$

大蔵省は昭和三十四年度において「耐用年数を政策的に一律短縮をして法人税負担を軽減することは、かりに一割短縮でも財源二百五十億も必要となり、明年度の七百億円減税のワクには、はまりきれない」と述べ、「かりに耐用年数の短縮(二十パーセント程度)を行うとすれば、相当の減収税額(法人関係四五〇〜五〇〇億)が予想される」として、次のような数値を示している。<sup>(2)</sup>

昭和三十二年償却見込額、五〇四四億円

耐用年数二〇パーセント短縮の場合の減収税額

平均耐用年数一五年の場合 四五〇億円

平均耐用年数一八年の場合 五〇〇億円

その計算根拠は耐用年数を十五年から二十パーセント短縮して十二年となった場合、わが国の通常の償却法である定率法によると、償却年時〇・一四二パーセントから〇・一七五パーセントに増大し、当時の税率三八パーセントを前記の公式により減税率をもとめると〇・〇八八二となり、これを基準年度とした昭和三三年度の償却見込額の五・〇四四億にかけると、大体四四四・九億円という答が出る。又、十八年から十四年に短縮した場合の減収率は、〇・一〇一三となり、減収税額は五一億円となるから、大体、前述のことはこのような計数によったものといえる。こ

第2表 法人企業の減価償却費

年度	大 蔵 省		三 菱 経 済 研		C =A/B	D =B×1.673
	A 減価償却費 億円	同前年比 %	B 減価償却費 億円	同前年比 %		
昭29	2,572	7.5	1,551	—	1.656	2,594
30	3,181	8.3	1,899	22.2	1.672	3,177
31	4,041	9.0	2,391	25.8	1.690	4,000
32	4,969	8.7	2,612	9.3	1.902	4,370
平均					1.673	

日本機械工業連合会（前掲文）附表2より作成

これに対して、経団連はこの減収税額を三九〇〜四四三億程度であるとし、大蔵省の減収税額の評価は、過大表示であると反論している。<sup>(3)</sup> その理由として、大蔵省の基準年度償却見込額五〇四四億円が「法人企業統計」による実績に基いて推計されているのに対して、当連合会のそれは、三菱経済研究所の「本邦事業成績分析」による数値に、法人企業統計を加味するという、これまで継続して来た方法によって推計された償却見込額四三七〇億円となる点を挙げてい<sup>(4)</sup>る。

それによると、これまでの方法は、「本邦事業成績分析」の数値をそのまま使用するのではなく、「法人企業統計」の値を「本邦事業成績分析」により割った値で「本邦事業成績分析」の数値を修正したものであり、その詳細は、第二表に示されている。

当連合会は、その結果得られた四三七〇億円に対して、それぞれ次の計算をして、減収税額を出したものと考えられる。

4370億円×0.0882=385.9億円（15年→12年の場合）

4370億円×0.1013=442.7億円（18年→14年の場合）

またこれらの値は、経済企画庁の「三三年度経済計画参考資料」による三三年度減価償却実績見透しの推計額四三四〇億円とほぼ一致するとも述べている。

以上は用いられる経営統計資料の相異により、数値的には、全く異った結果を生じ、新しい政策実施の判断を著しく誤まらせることすらあるということの実例である。そこでわれわれは、前述の各経営統計資料がどのように取り扱っているかを見ることとする。財務諸表に表示されている減価償却については、個別財務諸表の数値のまま、又は、その累計したものにすぎないので、小稿は、比率を中心にして、それらの一部についてみることにする。

(イ) 企業経営の分析 (三菱経済研究所) この統計資料には、減価償却に関しては、減価償却率、減価償却引当金累計率、減価償却効率の三つの比率を記載している。減価償却率については、後に詳しくみるので(以下同様)、ここでは、主として後二者についてみてみよう。

この資料によると、減価償却引当金累計率は、次の公式による。

$$\text{減価償却引当金累計率} = \frac{\text{減価償却引当金}}{\text{建物設備等の固定資産原価}}$$

周知のように、減価償却は、費用として回収すると直ちに支出されるのではなく、一定期間減価償却引当金として、留保されるのであるから、この減価償却引当金は、期末に存在する資産の取得時から期末までの減価償却費の累計であるといえる。又、分母の建物、機械その他は、償却資産の期末簿価を示すから、それにこの引当金を加えることは、期末に存在する償却資産の取得原価を示している。したがって、この比率は、過去に取得し、なお現存する資産の償却進捗割合を示しているといえる。この割合が高ければ高い程、企業としては今後固定費が少くなり、固定資産の操業度や売上高が従来より低下しなければ、企業の収益は増し、安全性が大となる。しかし、この比率が高いということは、必ずしもそうばかりではなく償却済の古い機械設備が多くなったと考えねばならない場合もある。また、特別償却はいうまでもなく、普通償却範囲さえ十分に行なっていなかった企業の場合は、この比率は、低いかも知れ

第3表 減価償却費対売上高累計率

		全 産 業	製 造 業
昭	38 上下	35.87	40.25
	39 上下	36.61	41.17
	40 上下	38.06	42.88
	41 上下	39.53	44.30
	41 上下	40.81	45.41
	41 上下	41.78	46.74
	41 上下	43.37	48.45

「企業経営の分析」の各年度版

ないが、実際に償却資産は旧式化し、陳腐化しているから注意を要する。一般に、成長段階においては、毎年新規設備購入のため、この比率は低い傾向がある。これは、今後固定費として回収されねばならないので企業としては、負担として考えるべきであろう。この資料では、この比率は三八年度上期より採用しており、それ以前にはなかった。その値を示すと第三表の通りである。わが国の全産業平均の場合にしても、製造業のみにしてもいずれも未だ取得原価の半分も償却していない状況であり、今後経済不況になり、売上が低下したりすると、この固定費は、企業にとって重荷となるであろう。一般に製造業の方が、全産業よりも償却は進んでいるといえよう。次に減価償却効率についてみてみると、これは売上高で減価償却費を割ったものであり、売上一単位中減価償却が如何程含まれているか、あるいは、売上により回収されるべき減価償却がどの割合を占めるかを示したものである。

したがって、この割合は、低い程、企業にとって望ましい。低いことは、企業の弾力性を高め、損益分岐点の位置は、相対的に低下する。その割合をみると第四表の通りである。これで見ると、正に金融費用と同様に、売上に対して最も大きいウェイトをもつ固定費の一つであることが示される。ちなみに利子対売上高比率は昭和四〇年上期が四・〇八パーセント、同下期四・一一パーセント、四一年上期が三・九〇パーセントであるから、それより約一パーセント高いといえる。

(四) 主要企業経営分析(日銀統計局) これには、減価償却率、減価償却費対売上高比率、減価償却費対総費用比率が含まれている。減価償却費対売上高比率は、三菱経研の「企業経営の分析」における減価償却効率と同じであるので省略する。減価償

わが国経営統計資料における減価償却率

(四九四) 一一〇

第4表 減価償却効率

		全産業	製造業
昭	36 上下	3.93	4.95
	36 上下	3.94	4.80
37 上下	37 上下	4.18	5.14
	37 上下	4.21	5.13
38 上下	38 上下	4.11	5.15
	38 上下	3.41	4.56
39 上下	39 上下	3.76	5.19
	39 上下	3.90	5.10
40 上下	40 上下	3.87	5.18
	40 上下	3.83	5.06
41 上	41 上	3.71	4.85

資料「企業経営の分析」各年度版

第5表 減価償却費対総費用比率

		全産業	製造業
昭	36 上下	3.91	5.17
	36 上下	3.89	5.02
37 上下	37 上下	4.07	5.29
	37 上下	4.10	5.28
38 上下	38 上下	4.05	5.30
	38 上下	3.94	4.95
39 上下	39 上下	4.14	5.44
	39 上下	3.92	5.26
40 上下	40 上下	3.90	5.30
	40 上下	3.82	5.15
41 上	41 上	3.74	4.97

「主要企業経営分析」各年度版

却費対総費用比率は、いうまでもなく全体としての費用のうちに占める減価償却費についてみるのであって、どの程度固定費が占めるかの一つの判断ともなる。当然この他にも、固定費があるから、全部ではないが、この値は業種別には相当異なる。償却資産の多い製造業はこの割合が一般よりも高いのは必然的であろう。この比率は、減価償却比率と比較した場合、分母が売上高と総費用との違いであるから、利潤部分の差異が生じるから、通常は、減価償却効率よりも高いであろう。その割合は次の通りである。これで見るとやはり製造業の方が全産業よりも、一般に一パーセント程高い。(第五表参照)

(イ) 規模別企業経営分析(日銀統計局) これには減価償却率と、償却額対償却前利益率を挙げている。償却額対償却前利益率は純利益に減価償却費を加えた合計額で、減価償却費を割ったもので、いわゆる粗純利益に對して占める減価償却の大きさを示す。これは減価償却を自己資金と考え、内部留保として利益と同様なものとみなす考えからであり、経営者が、業績が立ち直って償却したとき前期と比較して、営業成績を考える場合に、減価償却率だけしかない。

(二) 法人企業統計年報(大蔵省証券局)

これには、減価償却率だけしかない。

第6表 償却額対償却前利益率

		製 造 業
36		40.2
37		46.7
38		44.8
39		50.2
40		55.4

規模別企業経営分析  
各年度版

第7表 普通減価償却実施率

		全 産 業	製 造 業
昭	36	93.7	102.7
		101.4	105.3
	37	97.8	105.1
		99.5	102.0
	38	98.3	104.1
		102.9	103.7
	39	78.43	99.29
		81.5	99.34
	40	80.79	98.83
		80.59	99.42
	41	83.53	99.38

「わが国企業の経営分析」各年度版

これは、たとえ、商法違反しても訴願主義であるかぎり、訴えがなければ償却不足であっても実際上問題とはならないし、又、税務計算の誤謬や誤差のために生ずる場合もある。しかし、製造業の場合は、大体一〇〇パーセントに近いにもかかわらず、全産業では一〇〇パーセントをかなり下回っており、税法の範囲額以外の「相当の償却」を打ち出した企業が少いので、かなり償却不足があると考えられる。

(一) 日本機械工業連合会・「減価償却に関する参考資料」昭和三三・九・八。

わが国経営統計資料における減価償却率

(二) わが国企業の経営分析(通産省企業局) これには、無形固定資産や繰延勘定などをふくめた償却資産全体としての減価償却率はなく、有形固定資産減価償却率と有形固定資産減価償却累計率、普通減価償却実施率がある。前二者は、その範囲が有形固定資産に限定されているだけであるから、省略する。普通減価償却実施率は、税法上の普通償却範囲額に対して、実際に普通償却をどの程度行なったかを示すものである。商法改正前においては、この普通償却範囲までも償却しない会社があったが、通常、税法上の普通償却を商法が強制するいわゆる「相当の償却」と考えているのが一般であるので、「相当の償却」は強制されている現在において、税法以外の範囲を「相当の償却」であると積極的に主張しないかぎり、この比率は理論的には当然一〇〇パーセントになるべきである。

ところが、実際は第七表のとうりである。

わが国経営統計資料における減価償却率

(四九六) 一一二

(2) 大蔵省国税局・内部資料(三二・七)。

(3) 日本機械工業連合会・前掲 七頁。

(4) 日本機械工業連合会・前掲 六頁。

### 三 減価償却率の吟味

減価償却率は、概していえば、減価償却資産に対する、減価償却費の割合を示すものであるといえる。

近代会計学においては、償却資産は将来償却され売上により回収されるべき費用の累積であるから、会計学的には、当期の償却額と将来に償却されるべき償却予定累積額との比率であって、保守主義からいえばその比率は高ければ高い程、企業にとっては安全であるといえよう。期間損益計算からフローとしての減価償却費をストックとしての期末償却資産で割ることは、ストックをフローにする割合を示すものであるから、この比率の逆数は、償却資産に投下した資本を減価償却により流動化し、投下資本を回収する期間を示すものといえる。すなわち、現在の償却割合を実際に行なえば、償却資産に投下した資本を全部回収するのに何年を要するかを示すものである。したがって、減価償却率は高ければ高い程、かかる投下資本の回収期間は短かくなり、投資利益の計算を有利にさせることになる。減価償却費は固定費であって、売上高に比例して費用化するわけではないので、発生した減価償却費を十分回収しうるだけの収益がつねに保証されているわけではない。昭和三八年の商法改正により減価償却は強制化され、「相当の償却」部分は収益がなくても費用化しなければならぬため、償却費として計上されたとしても、必ずしも売上により実現し、投下資本は回収されたとはいいい切れない場合もある。

第8表 減価償却率の公式比較表

わが国経営統計資料における減価償却率

資料名	減価償却率公式
① 企業経営の分析 (三菱)	$\frac{\text{減価償却費(年額に換算)}}{\text{建物、機械その他} + \text{無形固定資産} + \text{減価償却費}}$
② 主要企業経営分析 (日銀)	$\frac{\text{減価償却費} \times 2}{\text{有形固定資産} + \text{無形固定資産} - \text{土地} - \text{建物仮勘定} + \text{減価償却費}}$
③ 規模別企業経営分析 (日銀)	$\frac{\text{減価償却費}}{\text{有形固定資産} - \text{建設仮勘定} + \text{減価償却費}}$
④ 法人企業統計年報 (大蔵省)	$\frac{\text{減価償却費} \times 2}{\text{期末有形} \cdot \text{無形固定資産(除土地及建設仮勘定)} + \text{減価償却費}}$
⑤ わが国企業の 経営分析 (通産省)	$\frac{\text{有形固定資産当期減価償却額}}{\text{有形固定資産期末取得原価(除償却資産)} + \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産減価償却額}}}$

資料 各昭和41年度版の比率説明より作成。但し、⑤「わが国企業の経営分析」のみは、有形固定資産減価償却率となっている。又、この⑤の公式は、昭和39年上期より上記に変更されたものであって、それまでは次の公式によっていた。  

$$\frac{\text{有形固定資産(除土地建物)} \cdot \text{当期償却額} \times 2}{\text{有形固定資産(除土地建物)期末簿価} + \text{当期償却額}}$$

定率法により償却を行なえば、定額法よりも分子の減価償却費は多くなるので、その減価償却率は耐用年数の初期においては定額法の場合よりも大きい。定率法の場合、減価償却率は税法上の耐用年数に反比例し、大体「減価償却資産の償却率」と一致している。単一資産の例で定率法の場合には、每期減価償却率は税法の償却率に一致して、一定率を継続するが、定額法の場合は年々その割合は増加していく。しかし、現実の企業の場合、多数の償却資産を有しており、その年令分布が異なれば定率法の場合と同じでも定額法による場合は一概にはいえない。有形資産の償却法は定率法、定額法等の選択であっても無形資産の方は定額法に限られているから、定額法、定率法いずれもその純粋な形において現実を捉えることは不可能である。

高度経済成長による設備投資の増加は多くの償

却資産を増加させたが、上述のことからその大部分が定率法によっていると仮定すれば、設備投資の増加は必ずしも償却率を増大させるものとはいえないであろう。むしろ近年の税法の耐用年数の短縮は、この償却率の大きさを定率法、定額法いずれの場合においても、共通して実質的に左右して来たといえる。

このような性格をもつ減価償却率は、その名称が同じでも、その公式内容が異なれば、当然その大きさも変らざるを得ない。そこで先にあげたわが国の経営統計資料において定義されている減価償却率の公式を比較するため表にすると第八表の通りとなる。まず分子から検討しよう。(イ)の減価償却費を年額に換算するとは、通常、わが国の企業の決算期間は半年であるため、半年決算の企業の場合のみ他の公式と同様に二倍することを意味する。

(ウ)の場合、昭和三十八年下期までは有形償却資産の当期償却額を二倍していたが、昭和三十九年上期より、公式の分子を有形償却資産当期償却額と変更したため、その数値は約半減して表われるようになった。このようなことは、同一統計資料の時系列をとって始めてわかることであり単年度のみでは、他の統計資料と余りにも異なるので同じ名称では誤解を招きやすい例である。減価償却率を年度単位でみるかぎり二倍するのが正しいのであって、半年決算の場合二倍しなければ、半年単位である旨の説明をする必要がある。(ウ)の場合、昭和三十八年下期までとの関連からも分子を二倍にして年単位で表示した方が正しく、他の統計資料との比較に際しても誤解を招かないので良いのではないかと思う。次に分母についてみると、大体有形固定資産のうち土地及び建設仮勘定等の非償却資産を除いているが、(イ)は建設仮勘定だけしか控除していないから、土地の分だけ分母が大きくなり、減価償却率を過小にさせている。又無形固定資産を除外しているが、分子の減価償却費は無形固定資産分をも含めているのであるからその分だけ比率は大きくなる。

(ハ)は有形固定資産の期末取得原価から全減価償却累計額を控除することは、非償却資産を除いた有形固定資産期末簿価に他ならず、有形固定資産に限定している以外は何ら他と異なるところはない。

(注) 昭和三十九年上期ないし四十年上期の公式の説明は次のようになってゐる。

有形・固定資産当期減価償却額

$$\frac{\text{有形固定資産期末取得原価} - (\text{除非償却資産}) - \text{有形固定資産減価償却累計額} - \text{非償却資産} + \text{有形固定資産減価償却額}}{\text{有形固定資産期末取得原価} - (\text{除非償却資産}) - \text{有形固定資産減価償却累計額} - \text{非償却資産} + \text{有形固定資産減価償却額}}$$

この分母から非償却資産を控除しているのは既に期末取得原価(除非償却資産)により控除されているのであるから二重控除となり、この公式は誤りである。実際の数値は前後とさほど変わっていないのでミスプリントではないかと思う。

また、期末簿価に減価償却費を加えている意味は、分子の減価償却額は通常年単位で二倍されているのに、分母のそれは二倍されない。これは要するに、分母は本年償却資産在高を示すのであるが、その在高が期末時点か、期首時点かにより異なる。半年決算で年単位を考えると、期首と期末は減価償却額を二倍したものだけの差異が生ずる。償却資産在高を期首と期末の中間時点と考えれば丁度、期末簿価に半年分減価償却額を加えたものとなる。さらに、これらに共通して批判しうることは、分子の減価償却費には繰延資産の償却額が入っているにも拘らず、いずれの分母にも繰延資産を含めていない。このことは、全体的にこの比率を高める結果となり、厳密には分子の減価償却費から繰延資産の償却分を除くべきである。このためにどれ程誤差が生ずるかは解らないが、繰延資産の絶対額が通常あまり大きくないのが常であるので現実的には、大した影響はないであろう。

以上のような、各公式に基いて、それぞれの統計資料により減価償却率を示すと第九表の通りである。この表から一般に半年毎の統計資料の方が年報の数値よりもかなり大きい。

半年毎の統計資料では、製造業において(ハ)が分子を二倍して他と比較すると、近年やや高いといえる。

第9表 各統計資料による減価償却率の値

	全 産 業				製 造 業				
	イ	ロ	ニ	ホ	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
昭36上 下	11.24	11.25	}9.3	11.0	15.33	15.22	}12.3	}10.1	15.9
	11.12	11.19		11.2	14.56	14.59			14.9
37上 下	10.95	10.97	}9.8	11.0	14.05	13.98	}11.5	}10.5	14.3
	10.93	10.98		11.1	13.61	13.60			13.9
38上 下	11.09	11.21	}9.9	10.9	13.89	13.83	}11.8	}10.5	14.0
	10.50	11.47		11.0	12.06	13.63			14.1
39上 下	12.37	12.93	}11.0	6.3	15.23	15.53	}12.9	}12.0	8.14
	12.43	12.48		6.55	15.16	15.23			8.48
40上 下	12.21	12.30	}11.0	6.15	14.75	14.90	}12.7	}12.2	7.48
	12.05	12.03		6.10	14.66	14.64			7.96

わが国経営統計資料における減価償却率

資料 下記の統計の各年度版による。

- (イ) 本邦事業成績分析(昭和37年まで)……………(三菱経済研究所)
  - { 企業経営の分析……………(同上)
  - (ロ) 主要企業経営分析……………(日銀統計局)
  - (ハ) 規模別企業経営分析……………( " " )
  - (ニ) わが国企業の経営分析……………(通産省企業局)
- 但し、(イ)は昭和39年より公式の変更あり  
(ハ)は製造業のみ

しかし、いずれにしろ、同じ名称の減価償却率でも、統計資料が異なればこの様な数値の差として表われるのである。改めて、統計資料の使用に際して、慎重な注意を忘れるべきでないことを痛感せざるを得ない。これを見ると使用されている統計資料の差異により結論が非常に変わりうることも納得しうるであろう。

おわりに

わが国経営統計資料は誠に豊富であるが、その量的多数は、質的な向上をよぶとはかぎらず、むしろ統計数値で混乱が生じる場合も決して少なくない。経営統計資料は各個別企業の要求に応じて種々に利用されるが、一般に知られている統計資料の間ですらかなりの差がある。とくに、同じ名称の比率が全く異った数値となっているのは、単に選択された企業の範囲や対象の差のみでなく、公式そのものの差異による結果である。統計資料の統一化の過程として、まず経営統計資料においては、同一呼

称の比率公式の統一化が是非必要であると考えられる。

新しい政策に対して正しい結論を出しうる情報を提供することは、統計資料の役割の一つであるが、その結論をめぐって誤解を無くするためにも、かかる統一化、標準化は望まれるであろう。